

丹波市地域おこし協力隊設置要綱

平成28年2月5日
告示第85号

丹波市地域おこし協力隊設置要綱（平成25年丹波市告示第187号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 この要綱は、少子高齢化が進行する本市において、都市部の意欲ある人材を積極的に受け入れ、地域の課題解決及び活性化を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、丹波市地域おこし協力隊の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（活動）

第2条 丹波市地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、行政との連携を密にし、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 農林業の振興に関すること。
- (2) 地域資源（観光・特産品）の発掘及び振興に関すること。
- (3) 地域間交流及び移住・定住の促進に関すること。
- (4) 地域の課題及びニーズの解決に関すること。
- (5) 新エネルギー等グリーンビジネスの推進に関すること。
- (6) その他地域の活性化のために市長が特に必要と認める活動

（委嘱）

第3条 隊員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 都市地域等に生活の拠点を置く者又は他市町村の地域おこし協力隊員経験者で、隊員に任用等された後、市内に住民票を異動することができる者
- (2) 前条各号に掲げる活動に意欲がある者

（委嘱期間等）

第4条 隊員の委嘱の期間は、1年以内とし、最大3年まで延長することができるものとする。

- 2 前項の場合において、隊員が産前産後又は育児のために活動を中断する1年以内の期間（以下「育児等に係る活動中断期間」という。）が生じた場合（すでに育児等に係る活動中断期間が生じている場合を含む。）、育児等に係る活動中断期間を除いた3年以下の期間までとすることができる。
- 3 隊員として委嘱を受けた者は、遅滞なく本市に生活の拠点を移し住民票を異動しなければならない。
- 4 市長は、隊員から申出があったとき、又は、隊員としてふさわしくないと判断した場合には、委嘱の期間中であっても解嘱することができる。

（活動時間）

第5条 隊員の1日の活動時間は、休憩時間を除き7時間45分とし、週38時間45分の範囲内で当該隊員の活動を所管する課等（以下「所管課」という。）において定めるものとする。

（身分証明書）

第6条 隊員は、活動に従事するときは、その身分を示す証明書を常に携帯し、

関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 身分証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。
- 3 身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(報償)

第7条 隊員の報償金は、日額1万1,250円を乗じて得た額を支払うものとする。この場合において、1日の活動時間が7時間45分に満たないときは、1時間当たり1,452円を乗じて得た額とする。

- 2 市長は、丹波市地域おこし協力隊員活動助成金交付要綱（平成25年丹波市告示第188号。以下「助成金交付要綱」という。）第7条に規定する丹波市地域おこし協力隊員活動報告書（月報）（以下「報告書」という。）及び丹波市地域おこし協力隊員活動日誌により内容を確認し、隊員に報償を支払うものとする。

(活動に伴う市の支援)

第8条 市長は、隊員に対して、助成金交付要綱により活動助成金を支払うものとする。

(守秘義務)

第9条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市の役割)

第10条 市は、隊員の活動が円滑に実施できるよう、次の役割を果たすものとする。

- (1) 隊員の活動に関する総合調整
- (2) 市のホームページ、広報紙等を利用した隊員の活動の周知
- (3) 隊員の活動終了後における定住支援
- (4) その他市長が特に必要と認める事項

(庶務)

第11条 隊員に関する庶務は、所管課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 隊員の募集の実施に必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても、行うことができる。